

令和6年度テレビを活用した兵庫の魅力発信業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度テレビを活用した兵庫の魅力発信業務

2 業務目的

ひょうごフィールドパビリオンの魅力をテレビやSNS等で県内外へ発信し、認知度や関心を高めるとともに、地域の持続可能性を高める兵庫の新たなステージを目指す。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日

4 事業費

20,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

テレビ番組とSNSなどの媒体を連動させ、下記アを効果的に発信し、視聴者数等を総計200万人以上確保すること。

(1) テレビ番組制作・放送

ア 内容

ひょうごフィールドパビリオンの特徴である「地域性」「SDGs」「学び」「体験」などが伝わるコンテンツを制作し、事業への関心と認知度を高めること。

※企画内容および番組情報（放送日時、出演者、平均視聴率、視聴者層等）を提案書に記載すること。

イ 放送・配信地域

（必須）兵庫県内、関西圏

（任意）日本国内、首都圏

※対象地域を提案書に記載すること。

ウ 放送媒体

（必須）地上波、SNS

（任意）BS放送、CS放送、有線テレビジョン放送、ラジオ放送等

エ 放送回数・放送尺等

放送回数は3回、放送尺は20分/回を確保すること。但し、左記によらず、左記同等もしくは同等以上の効果が得られる企画がある場合は提案をすること。

オ 広報

テレビ放送等の視聴を促すよう既存番組等テレビ放送及びインターネット（SNS含む）等を活用し、テレビ放送を宣伝すること。

（必須）テレビ放送、番組ホームページ

（任意）Instagram、X、Facebook、LINE、街頭広告掲示等

(2) インターネット（SNS含む）を活用した情報発信

ア 番組アーカイブ配信

制作・放送した番組の一部は、放送終了後、少なくとも事業期間終了まではインターネットで閲覧可能な状態にすること。

イ プロモーション

制作・放送した番組の一部を効果的に再編集した動画をインターネットで配信するなど、兵庫との交流を促進するプロモーションを実施すること。

ウ 番組を活用した兵庫県の情報発信への協力

制作・放送した番組の一部を兵庫県がホームページやSNSで利用することを認め、再編集など必要な対応を行うこと。

6 成果物の提出

- (1) 放送終了後1週間以内に、制作番組の収録データを納品すること。
- (2) 番組放送毎に、視聴率調査結果及び情報発信実施結果に係る報告書を作成し、提出すること。

7 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について兵庫県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までには兵庫県に提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、兵庫県に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を兵庫県に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合には、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要、体制及び責任者を明記の上、事前に兵庫県の承諾を得ること。
- (5) 番組の著作権は受託者に帰属すること。その他業務の実施に伴い成果物等に著作権等が生じた場合、著作権等は受託者に留保の上、その利用条件等については、兵庫県との協議により別途決定すること。
- (6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。